

豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する要望

豪雪地帯は、豊かな土地、清澄な水資源、優れた自然環境等に恵まれており、これらを有効に活用し、地球温暖化の防止、水源涵養、食料生産、国土保全など、国民生活の根底を支える公益的機能を果たしている。

しかしながら、積雪寒冷という厳しい自然条件下にある豪雪地帯町村においては、人口減少や高齢化の進行により雪処理の担い手が不足する中で、除排雪作業中の死傷事故、積雪による空き家の倒壊等の問題が生じている。

こうした中、豪雪地帯の住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって、特に下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 第14条及び第15条の特例措置の期限延長

令和3年度末に失効する豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の特例措置については、同措置がこれまで特別豪雪地帯における冬期交通確保や教育機会の均等確保に大きく貢献してきたことを踏まえ、法改正により適用期限を延長するとともに、財政措置の拡充を図ること。

2 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の法律への位置付け

除排雪時の死傷事故防止対策を充実強化するため、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を、新たに豪雪地帯対策特別措置法に位置付けること。

令和4年1月19日

全国豪雪地帯町村議会議長会